

閉架書庫電動書架保守点検業務 仕様書

1 目 的

宇都宮市立南図書館に設置してある電動書架を常に安全かつ良好な状態に保つよう、保守点検業務を行い、安全性と耐久性の維持を図ることを目的とする。

2 機 種

金剛株式会社 HPZA 377-447SIDR

3 業務の内容

指定管理者は電動書架を正常に稼働するために行う「定期保守点検」、障害発生時に障害修理のために行う「緊急保守点検」を行うものとする。

(1) 定期保守点検

予防保守を目的とした点検整備を行うもので、以下の項目について、年1回の定期保守点検を行うものとする。

- ・外観表面
- ・機構部・可動部
- ・構造体
- ・電装部

(2) 緊急保守点検

障害の発生があった場合は、指定管理者はただちに技術者を派遣し、修理するものとする。

4 報 告

(1) 指定管理者は、定期保守点検業務を実施しようとするときは、あらかじめ市に連絡すること。

(2) 指定管理者は、定期保守点検業務を実施したときは、ただちに「保守点検業務報告書」を作成すること。

5 経費の負担

指定管理者は、保守点検業務にあたり、すべての経費を負担するものとする。

6 業務遂行上の義務

業務遂行にあたっては、次の事項に十分留意すること。

- (1) 善良な管理者の注意をもって業務にあたること。
- (2) 職務上知り得た事項を他に漏らさぬこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、事故のないよう十分注意すること。

7 その他

- (1) 修理または取替の範囲は、電動書架を通常使用する場合に生ずべき摩耗、および損傷に限る。市または使用者の不注意、不適當な使用、管理等によって生じたものは含まない。
- (2) この仕様書に基づく作業によって発生する撤去品および残材を無償で引き取り、指定管理者の負担で速やかに搬出すること。
- (3) 作業時間は、施設の運営に支障のないよう留意すること。
- (4) この仕様書に記載されていない事項等が発生した場合は、市と指定管理者が協議のうえ決定し、責任をもって対処すること。